

令和 7 年 第 5 回
喜茂別町農業委員会総会 議事録
(令和 7 年 7 月 2 3 日 開催)

(公表用)

喜茂別町農業委員会

喜茂別町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年7月23日（水曜日）午後0時00分（正午） 開会
午後0時30分 閉会

2. 開催場所 喜茂別町役場 2階 大会議室

3. 出席委員（7人）

会 長	9 番	前 田 昌 明
職務代理者	1 番	行 天 雄 也
委 員	3 番	小 熊 英 実
	4 番	渡 辺 雄 一
	6 番	鷹 羽 欣 司
	7 番	越 後 功
	8 番	小 出 浩一郎

4. 欠席委員（2人）

2 番 内 尾 勝 稔
5 番 齊 藤 信 一

5. 議事日程

第 1	会議録署名委員の指名
第 2	会期の決定
第 3	議案第 1 号 令和7年度喜茂別町農地パトロール（利用状況調査）実施要領の 制定について
第 4	議案第 2 号 喜茂別町農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

6. 農業委員会事務局職員

事 務 局 長	齊 藤 修 二
係 長	大 平 菜 央
主 任	大 迫 尚 樹
主 事	加 藤 美 空

7. 会議の概要

・午後0時00分 開会

議 長 (前田会長)	定刻となりましたので、これより、令和7年第5回喜茂別町農業委員会総会を開催いたします。 ただちに本日の会議を開きます。 本日、2番内尾勝稔委員、5番齊藤信一委員より欠席する旨の連絡を受けており、本日の出席委員は9名中7名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立しておりますことをご報告します。 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。農業委員会会議規則第9条の規定に基づき、議長において行天雄也委員、小熊英実委員の両名を指名いたします。 日程第2、会期の決定について、会期は本日1日といたします。 これにご異議ありませんか。 【異議なしの声あり】 異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたしました。 日程第3、議案第1号、令和7年度喜茂別町農地パトロール、利用状況調査実施要領の制定について、を議題といたします。 事務局より説明願います。
事務局	●令和7年度喜茂別町農地パトロール（利用状況調査）実施要領の制定について 議案第1号「令和7年度喜茂別町農地パトロール（利用状況調査）実施要領の制定について」ご説明いたします。 本実施要領につきましては、毎年制定しているところでありますが、本年の国の要領が示されましたので、そちらと整合を図り本年度の要領を制定するものです。 農地パトロールにつきましては、これまでも毎年取り組んでいるところですが、農業委員会として、遊休農地の発生防止・解消の前提として農地の利用状況の把握が不可欠であろうという認識のもと、地域の農地利用の総点検をするため「農地パトロール」に取り組んできました。 平成21年の農地法改正により、「農地パトロール」が「利用状況調査」という表現になり、この「利用状況調査」を行わなければならないと規定されました。 さらには、平成27年の農業委員会法の改正により、農業委員会の必須事務に「農地利用の最適化」として遊休農地の発生防止・解消が加わったことから、農業委員会として本町の農地の利用状況について把握するため、この農地パトロールを実施するものです。 それとあわせて、他の必須業務であります「違反転用の発見」、「農地の適正な利用」などを確認するため実施するものです。 農地パトロールにより、荒廃しそうな農地が発見された場合、所有者に対して、その後の活用方法など確認することになりますが、適正な管理を怠ると最終的には課税強化の対象となり、固定資産税の増額や、贈与税の納税猶予の取り消しとなる場合もございます。 農地パトロールは、そうしたことを防ぐ第一歩となりますので、委員の皆様は、あらためて制度の趣旨をご理解いただき、業務にあたっていただきたくよろしくお願いいたします。 それでは、実施要領につきまして説明いたします。

	内容につきましては、9つの条項に整理しており、全国農業委員会ネットワークと一般社団法人全国農業会議所が作成した実施要領と整合を図り整理しております。 第1条は趣旨、第2条は実施時期、第3条は実施の対象及び内容、第4条では、第1条の趣旨を徹底するための会議体について定めており、本町では本委員会をもって構成することとしております。裏面をご覧ください。第5条、第6条で調査の概要を整理し、第7条は広報、第8条は関係機関との連絡調整を記しております。 第9条、その他この要領に定めるもののほか、必要な事項は会長が定めることとしております。 附則としまして、この要領は本日の会議をもって施行したいと考えております。実施方法等、詳細は、総会終了後に改めてご説明させていただきます。 以上で、議案第1号の説明を終わります。
議 長	事務局より説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 何か、ご質問はございませんか。 【なしの声あり】 質問等がなければ異議なしと認め、議案第1号は議案のとおり承認することといたします。
議 長	日程第4、議案第2号、喜茂別町農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、を議題といたします。 事務局より説明願います。
事務局	●議案第2号 喜茂別町農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について 議案第2号、喜茂別町農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についてご説明いたします。 議案第2号別紙をお開きください。 農業委員の綱紀保持につきましては、皆様もご認識のことと思いますが、令和元年10月に道外の複数の農業委員会で農地転用に関して農業委員、事務局が関与する不祥事が発生したことから、同年11月に開催された令和元年度全国農業委員会会長代表者集会において「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」が決議され、法令遵守にかかる注意喚起の実施や綱紀粛正の姿勢を強く打ち出すため、毎年1回は同様の取組を実施するよう求められております。 このことから、本町農業委員会において決議についてお諮りするものです。 事務局からの説明は以上です。
議 長	事務局より説明が終わりました。 それでは、私が読み上げますのでご確認願います。 私たち農業委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。 特に、農地制度に基づく許認可にかかる事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。 私たち農業委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。記として、1、農業委員会が担っている職務と責任を改

めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限、同法第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2、農業委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。令和7年7月23日、喜茂別町農業委員会。

これより質疑に入ります。

何か、ご質問はございませんか。

【なしの声あり】

質問等がなければ、異議なしと認め、議案第2号は議案のとおり承認することといたします。

これで、本総会の議案審議はすべて終了いたしました。

以上をもちまして、令和7年第5回喜茂別町農業委員会総会を閉会いたします。

・午後0時30分閉会

上記総会議事録は事務局で作成したものではあるが、内容に正確であることを証する。

令和7年第5回喜茂別町農業委員会総会

令和 7年 7月28日

喜茂別町農業委員会

会 長 前 田 昌 明 (印)

会議録署名委員 行 天 雄 也 (印)

会議録署名委員 小 熊 英 実 (印)